

## 市の封筒裏面に掲載する広告の募集

市から市内の家庭、事業所に送るときに利用する封筒です。大きな宣伝効果が期待できます。ぜひご応募ください。

**規格・数量**…定形郵便封筒(縦23.5cm×横12cm) 50,000枚  
 広告枠(縦5cm×横9cm・1色刷り):4枠

**掲載料**…1枠 35,000円

**使用期間**…本年10月(予定)から1年間(封筒がなくなるまで)

**掲載できない広告**…法令や公序良俗に反するもの。政治、選挙、宗教、風俗に関連するもの。社会問題に関する主義主張。美観風致を害するものなど。

**応募方法**…会計課に備え付けの募集要項と申込書によりご応募ください。

**応募期限**…8月20日(月)

問合せ●会計課(内線1114)

## 国民健康保険に加入しているみなさんへ 限度額適用・標準負担額認定証が 更新になります

引き続き必要な場合は、8月以降医療保険課に申請してください。

**持ち物**…身分証明書、保険証、印鑑、現在使用している認定証、マイナンバーがわかるもの

※国保税に滞納があると認定証の交付ができない場合があります。

※70歳以上75歳未満の場合は、住民税非課税世帯の人、現役並み所得者(一部)の人に交付されます。

問合せ●医療保険課(内線1186・1189)

平成31年

## 岡谷市成人式のおしらせ

**開催日**…平成31年1月13日(日)

**会場**…カノラホール 大ホール

**対象者**…平成10年4月

2日から平成11年4

月1日までの出生者

で、市内に在住する

人および市内に親族

が在住する人

※詳細は10月ごろ対象

のみなさんに通知します。



問合せ●生涯学習課(内線1231)

## ブロック塀の安全点検について

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、倒壊したブロック塀などの下敷きとなり、2名が亡くなりました。

ブロック塀のような外構構造物においても、建物と同様に所有者の責任で管理するのが基本です。まずは自身で点検し、傾きやひび割れなどの劣化で安全性に疑いが生じたら、施工業者などの専門家または下記へお問い合わせください。

問合せ●都市計画課(内線1374)

## アメリカシロヒトリを駆除しましょう

アメリカシロヒトリは、例年、6月中旬～7月上旬、8月下旬～9月中旬(気候によって変動)に大量発生します。サクラやクワミなどの落葉広葉樹の葉を好み、葉の裏側に卵をまとめて産みつけます。繁殖力が強く、被害の拡大を防ぐには、早期発見と駆除が大切です。各家庭の責任で駆除しましょう。※市は市有地以外の駆除は行いません。個人で駆除できない場合は、直接専門業者に依頼し駆除してください。防除、駆除は樹木の所有者の責任です。

### 巣の見つけ方

アメリカシロヒトリの幼虫は、集団で生息し、糸を吐いて巣を作り、葉と枝が絹糸で巻かれたようになります。また、葉のやわらかい部分を食べるので、褐色の葉脈だけが残ります。クモの巣がついているように見え、食べられた葉が透けて見えるときは気をつけましょう。

### 効果的な駆除方法

巣を作っている段階では、巣が「まゆ」のようになっているので、薬剤を散布してもあまり効果がありません。この段階では枝ごと切って踏みつぶすか、ごみ袋に入れて燃えるごみとして出してください(幼虫が出てこないように、袋のしばり口をテープなどで密閉すること)。幼虫が巣から出て活発に活動をはじめた段階では、薬剤を散布するのが効果的です。

### 薬剤を散布するときの注意

薬剤の使用説明書をよく読み、隣接する住民や土地の所有者ほかへの事前周知を行ったうえで、薬剤の飛散防止に注意しながら実施してください。散布者は必ず帽子、防護メガネ、防護マスク、ゴム手袋などをし、肌が露出しないよう気をつけましょう。風向きにも十分注意し、人や動物、作物、洗濯物などに危害を及ぼさないよう気をつけてください。

問合せ●市民環境課(内線1166)

## 70歳以上のみなさんへ

### 8月診療分から高額療養費の上限額が変わります

課税所得が145万円から690万円未満で、1か月の医療機関での支払額が高額になる可能性のある人は、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

7月までの上限額(70歳以上)			
	区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の人	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円】※2
	課税所得 145万円未満の人 ※1	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回 44,400円) ※2
一般	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (所得が一定以下)		15,000円

8月からの上限額(70歳以上)			
	区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	III 課税所得 690万円以上の人	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回 140,100円】※2	
	II 課税所得 380万円以上の人	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回 93,000円】※2	
	I 課税所得 145万円以上の人	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円】※2	
一般	課税所得 145万円未満の人 ※1	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回 44,400円) ※2
	II 住民税非課税世帯※3 I 住民税非課税世帯※3 (所得が一定以下)	8,000円	24,600円 15,000円

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」に該当します。
- ※3 住民税非課税世帯については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

新たに限度額適用認定証の交付申請が必要です。

問合せ●医療保険課(内線1175・1186)

### 8月診療分から高額介護合算療養の自己負担限度額が変わります

(医療保険と介護保険の自己負担額の8月から翌年7月までの1年間の合計額)

7月までの自己負担限度額(70歳以上)		
	区分	自己負担限度額
現役並み	課税所得145万円以上の人	67万円
	課税所得145万円未満の人	56万円
非課税	住民税非課税世帯	31万円
	住民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円

8月からの自己負担限度額(70歳以上)		
	区分	自己負担限度額
現役並み	課税所得690万円以上の人	212万円
	課税所得380万円以上の人	141万円
	課税所得145万円以上の人	67万円
一般	課税所得145万円未満の人	56万円
	住民税非課税世帯	31万円
非課税	住民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円

問合せ●医療保険課(内線1175・1186) / 介護福祉課(内線1281)

### 8月1日から介護保険の費用負担が変わります

介護保険制度改正に伴い、費用負担の見直しが決まりました。高齢化が進むなかで、制度を維持するために必要な見直しです。

**65歳以上で現役並みの所得のある人は  
介護サービスを利用したときの負担が  
3割になります**

負担割合	該当要件
3割	以下の①、②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が 【単身世帯：340万円以上、2人以上世帯：463万円以上】
2割	以下の①、②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満 ②同世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が 【単身世帯：280万円以上、2人以上世帯：346万円以上】
1割	上記以外の人

※上記負担割合は、8月以降の介護保険サービスの利用からとなります。

問合せ●介護福祉課(内線1283) / 諏訪広域連合介護保険課 ☎82-8161 (直通)

## 先端設備等導入計画の申請受付を開始しました

6月に、中小企業の労働生産性向上を柱のひとつとする生産性向上特別措置法が施行されました。市では、この法律に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者からの先端設備等導入計画の申請受付を開始しました。市の認定を受けた事業者は、一定の要件を満たした場合、取得設備の固定資産税が3年間ゼロになります。

### 認定を受けられる中小企業者の規模

中小企業等経営強化法第2条第1項の規定で定められた中小企業者が対象となり、業種により資本金額や従業員数による要件があります。

### 先端設備等導入計画について

中小企業者が、計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、市の導入促進基本計画等に合致する場合に認定を受けることができます。先端設備等とは、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動に直接使われる機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアをいいます。

### 受付場所

工業振興課  
(テクノプラザおかや)

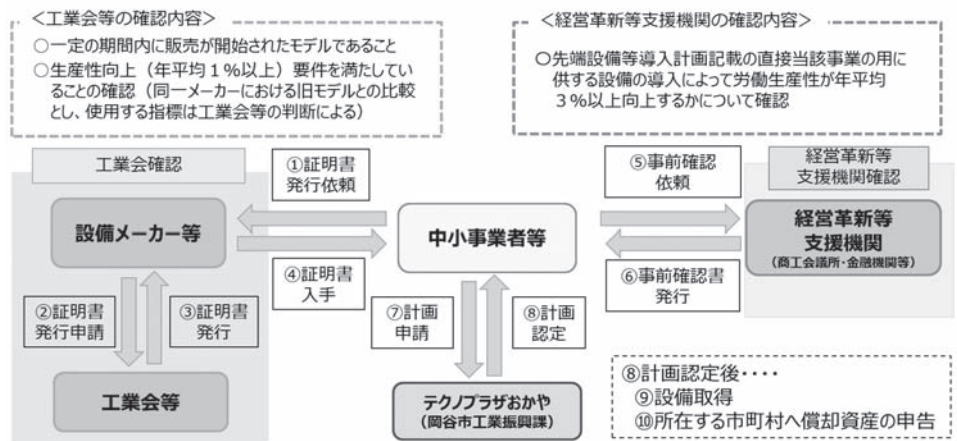
※固定資産税の特例を受ける場合には、工業振興課の手続き終了後、償却資産の申告期間中に税務課での手続きが必要です。

※制度の詳細は市ホームページをご覧ください。工業振興課までお問い合わせください。

### 固定資産税の特例について

先端設備等導入計画の認定を受け、一定の要件を満たした場合、固定資産税の課税標準の特例を受けることができ、取得設備の固定資産税が3年間ゼロになります。

### 先端設備等導入計画の認定および固定資産税の特例の流れ



※固定資産税の特例を希望せず、先端設備等導入計画の認定のみ希望する場合は、工業会の証明書取得(上記①～④)は不要です。  
※先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。

問合せ●工業振興課(テクノプラザおかや) ☎21-7000

## 諏訪広域連合 職員募集

(平成31年4月より採用予定)

職種	区分	勤務場所	採用予定数
消防士	上級	消防本部または 諏訪圏域内の消防署	若干名
	中級		
	初級		

受付期間…8月1日(水)～20日(月)

第1次試験日…9月16日(日)

※詳しくは、諏訪広域連合ホームページをご覧ください。



問合せ●諏訪広域連合企画総務課(諏訪市役所内)

☎52-4141(内線373・374)

ホームページ <http://www.union.suwa.lg.jp/>

## 岡谷市民病院「皮膚科」の診察について

9月3日(月)から皮膚科の診察日などが変更となります。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

診察日…月曜日、水曜日、金曜日 ※火曜日・木曜日は休診

診察時間…午後1時まで(受付は午前10時30分まで)

※予約制ではありませんので、受付順で診察します。

問合せ●岡谷市民病院 庶務課 ☎23-8000

## 平井寺トンネル有料道路 無料化について

長野県道路公社で管理する平井寺トンネル有料道路(上田市)が、8月25日(土)から無料開放となりますのでご利用ください。

問合せ●長野県道路公社 ☎026-234-6883

## 不要な未使用食器類と古本を回収します！

今年も「おかやエコフェスティバル」にて、大好評の「もったいない食器市」「もったいない書房」の開催を予定しています。ご家庭に不要な未使用食器や古本はありませんか？

受付期間…8月6日(月)～10月25日(木)

時間…開庁日の午前9時～午後4時

場所…市役所1階 市民環境課(インフォメーション横)



●食器類について…箱入りのものはそのまま、バラのものは紙で包むなど割れないようにしてお持ちください。使用したものの、破損したものの、家電製品などは対象外です。

●古本類について…破損したものの、汚れのひどいものはご遠慮ください。雑誌、カタログは対象外です。

問合せ●市民環境課(内線1145)

## 残さず食べよう! 30・10運動

さんまる いちまる

もったいないかいじゅう  
「もぐどん」

もったいない! 食べられるのに捨てられてしまう  
「食べ残し」を減らそう

「30・10(さんまる・いちまる)運動」とは、宴会が始まった最初の30分間と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残しを減らそうという運動です(「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」)。「食べ物を大切に」「作ってくれた人に感謝する」という意識を持ち、「食べ残しゼロ」をめざしましょう。飲食店などの事業者のみなさんもお協力ください。



## 8月15日(水)・16日(木)のごみ収集はお休みです

燃やすごみ・資源物の収集を行いませんので、収集場所に出さないようお願いいたします。なお、諏訪湖周クリーンセンター(ecoポッポ)での燃やすごみの受け付けは、通常どおり行います。

問合せ●市民環境課(内線1145)

### 第3次岡谷市環境基本計画の推進

### 8月の重点目標《快適環境の形成》 美しさと潤いのあるまち

公園、緑地、街路樹は、大気の浄化、騒音の遮断などの公害防止だけでなく、ヒートアイランド現象の緩和など、潤いのある快適環境を保持するための大きな役割を持つ都市施設のひとつです。

#### ◎市民のみなさん

#### ●自宅敷地の緑化

・まちなみの潤いを保つためにも、樹木や草花を育てましょう。

#### ◎事業所のみなさん

#### ●公園、緑地、街路樹、水辺の清掃美化への協力

・公園や緑地などの清掃、美化行事には、事業所が一体となって参加しましょう。

#### ●事業所内の緑化

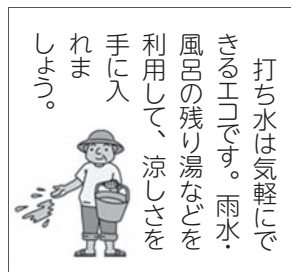
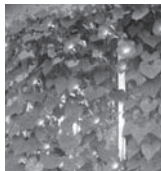
・まちなみの潤いを保つためにも、樹木や草花を育てましょう。

おかや環境かるた



せみが鳴き 岡谷の夏がやってきた

『みどりのカーテン』の実施状況を調査しています。事業所や公共施設、また一般家庭などで『みどりのカーテン』が実施されているのを見かけたら、電話・FAX・メールなどで市民環境課までお知らせください。



### 野焼きは法律で禁止されています

ごみの自家処理のうち、野焼きは法律で禁止されています。少量の落ち葉たき(ビニールや紙くずは禁止)や、農家で稲わらの焼却などは例外として認められていますが、これらの場合でも時間帯や風向きに注意して、近隣の迷惑にならないよう十分配慮しましょう。

問合せ●市民環境課(内線1142・1143) FAX 22-7281 E-mail seisou@city.okaya.lg.jp